

公益社団法人日本橋法人会女性部会会則

(名称)

第1条 本部会は、社団法人日本橋法人会女性部会と称する。

(事務所)

第2条 本部会の事務所は社団法人日本橋法人会事務局に置く。

(目的)

第3条 本部会は、部会員相互の親睦と資質の向上を図るとともに、法人会の目的達成のために寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

1. 税法、税制に関する講習会、研修会等の開催
2. 税務当局、関係官庁との懇談会等の開催
3. 経営に関するセミナーの開催及び研修視察等の実施
4. 女性の教養に資する各種事業
5. 部会員相互の連絡協調を図るための旅行会及びレクリエーション行事
6. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本部会は、本会の会員企業のうち、女性役職員等で、本部会の趣旨に賛同する者とする。

(入会・退会)

第6条 本部会に入会し退会しようとするものは、所定の手続きにより申し込むものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	4名以内
幹事	若干名
監事	2名以内
会計	2名以内

(役員を選任)

第8条 部会役員は、部会員のうちから次により選任する。

1. 役員は部会総会において選任する。
2. 部会長及び副部会長は、役員の間選により選任する。
3. 会計監事は部会総会において選任する。

(役員職務)

第9条 部会長は、本部会を代表し、会務を総括する。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

幹事は、部会長の指示により会務を執行する。

(役員任期・定年)

第10条

役員任期は2年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 役員である部会長の任期は2期4年までとする。但し、特別の事情があると認める場合には再任を妨げない。

3. 役員は役員改選時の3月末日において、満75歳をもって定年とする。但し、任期中に定年を向かえる場合には任期満了までとする。

(相談役)

第10条の2

本会に相談役を置くことができる。相談役は役員会の推薦により部会長がこれを委嘱する。任期は2期4年をもって満了とする。

(会議の種類)

第11条 会議は総会および役員会とし、部会長がこれを招集する。

(総会)

第12条 総会をわけて定時総会および臨時総会とし、何れも部会員の全員をもって組織する。

(役員会)

第13条 役員会は、役員全員をもって構成し、本部会の会務の執行に関する事項を決議する。

(会議の議長)

第14条 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

(会議の議事)

第15条 会議の決議は多数決によって決定する。

(経費)

第16条 本部会の経費は、法人会の補助および臨時会費ならびに総会の議決を経て別に定める年会費をもって、これに当てる。

(事業年度)

第17条 本部会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

本会則は平成21年5月15日から施行する。

会則変更は平成21年5月15日から施行する。